

東京電力ホールディングス株式会社に対して求める 第三者による評価について

令和3年4月28日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して令和3年3月23日に発出した「原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）」（参考資料1）では、今回の事案の重大性に鑑み、東京電力の組織を外部の目で客観的かつ厳正に観察・把握する必要があるため、第三者による安全文化及び核セキュリティ文化の評価の実施を求めたところである。

これに関し、同年4月14日の第3回原子力規制委員会において、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針を諮った際（参考資料2）、第三者による評価の性格について議論があった。

今回、原子力規制庁として東京電力に対して求める第三者による評価の考え方を諮るもの。

2. 東京電力に対して求める第三者による評価の考え方

原子力規制検査の対応区分が第4区分の場合は、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であることから、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定に第三者による安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含めることを求めることにしている。

東京電力に対して求めている第三者評価においても、当事者とは異なる視点を加えて東京電力の組織の状況を客観的に捉えて分析・評価を行うことが求められる。

このため、東京電力が行う自己評価とは別に、第三者が主体的に評価の視点などを定める必要があり、第三者には東京電力からの独立性や中立性が求められる。

なお、原子力規制委員会は、第三者による評価を含めた東京電力の報告について、追加検査によりその内容を確認していくこととなる。

（添付資料）

参考資料1 原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）
原子力規制検査等実施要領 表6-1 対応区分

参考資料2 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について（令和3年4月14日第3回原子力規制委員会資料3）